

地域保健医療施策の充実に関する重点提言

地域保健医療施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

(1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、出産・子育て等により離職した医師及び看護師等の再就業に資する支援策を充実すること。

(3) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、医師の働き方改革については、大学の医局等からの医師派遣の中止・削減等により、地域医療の確保や病院運営に支障を来すことがないように、必要な対策を講じること。

3. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療

- の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。
- (2) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。
 - (3) 地域医療を支える医療機関が社会経済情勢を踏まえた賃上げ等に対応できるよう、今後も診療報酬改定等により適切な措置を講じること。
 - (4) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、消費税制度の見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

4. 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

5. がん対策の一層の充実を図るため、がん検診のDX化を含め、がん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

6. 感染症対策について

- (1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ、帯状疱疹等のワクチンについて、必要性、費用、有効性等を十分に検証したうえで、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

- (2) 新型コロナワクチンの定期接種について、対象者の自己負担額が過大とならないよう、接種費用の助成を令和7年度以降も継続するなど、都市自治体が円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新興感染症等がまん延した際に、医療等が逼迫する状況が生じないよう、医療提供体制及び保健所体制等の強化に資する十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体や医療機関等が広域的かつ機動的に対応できるよう、必要な法整備や支援策を講じること。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲することについて、十分検討すること。

7. 医療DXの推進に当たっては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、全国医療情報プラットフォームに係る費用負担の全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないようにすること。